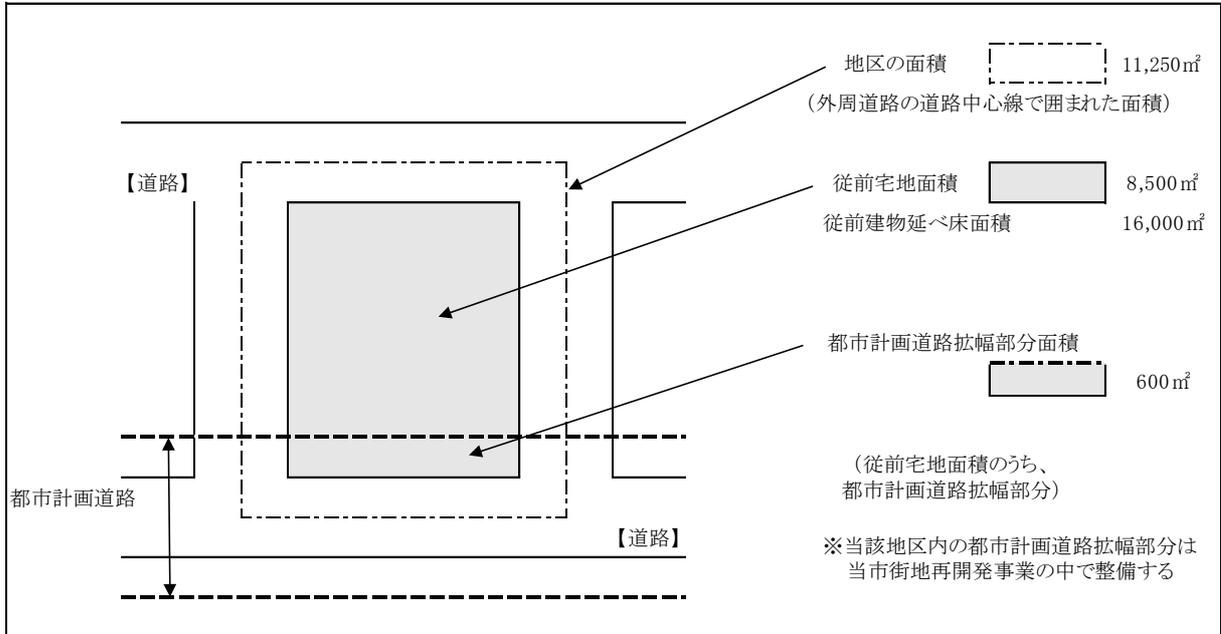


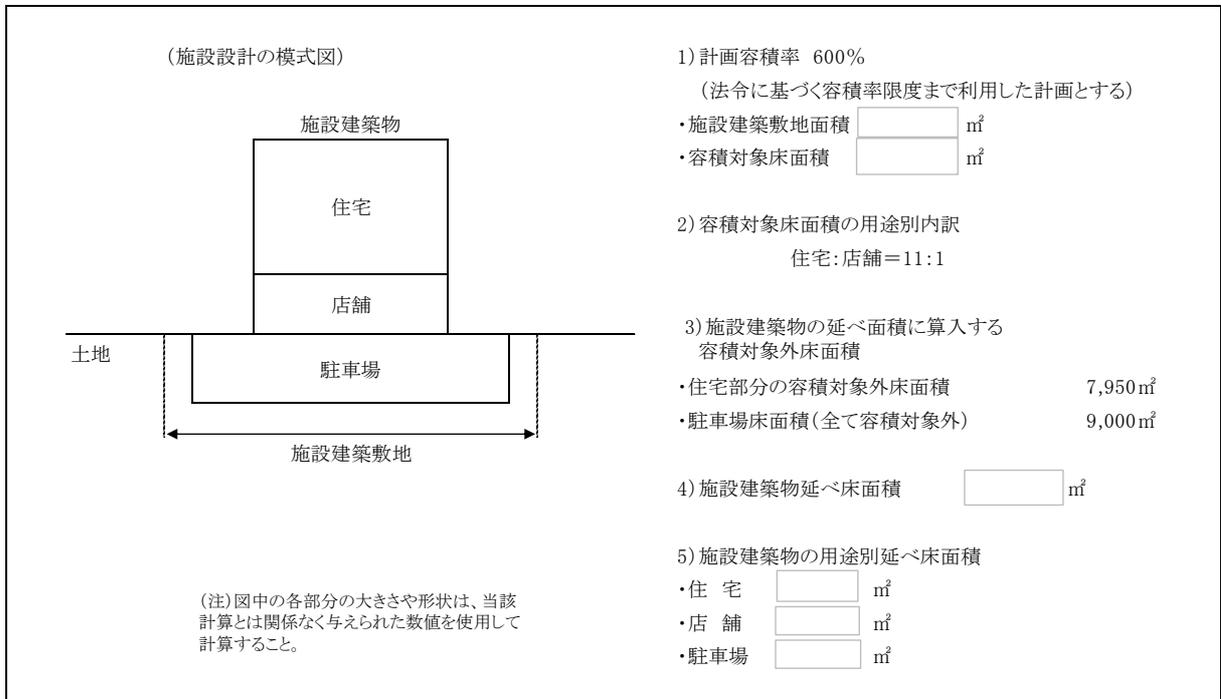
[No.1] 下図に示す地図において、組合施行による第一種市街地再開発事業の施行を検討しており、再開発プランナーであるあなたは、年度別資金計画の立案を依頼されました。

施行地区の概要と計画の概要は下記の通りとします。「(2) 計画の概要」の空白部分 を算出したうえで、(設問1)と(設問2)に答えなさい。 **【合計 30 点】**

(1) 施行地区の概要



(2) 計画の概要



2019 年度再開発プランナー試験 実技

(設問 1)

権利者の意向調査の結果を踏まえ、下記のとおり前提条件を定めました。

従前資産評価額と都市再開発法第 97 条補償費(以下「97 条補償費」という。)金銭給付の希望申出の状況、公共施設管理者負担金の対象部分の状況は[表 1]のとおりで、従前建物と 97 条補償のうち補助対象となるのは、公共施設管理者負担金の対象となるものを除いた部分とし、補助金額は補助対象額の 3 分の 2 とします。

上記に基づいて、[表 1]の①～④の欄に相当する金額を算定し、マークシートに記入しなさい。金額に端数が生じる場合は、百万円未満を四捨五入して整数で記入すること。なお、評価基準日から権利変換認可公告の日までの都市再開発法第 91 条補償費(以下、「91 条補償費」という。)の物価の変動による修正の必要はなく、権利変換計画認可公告の日に支払うものとします。

【①～④各 1 点 計 4 点】

[表 1]

従前資産等	総額	金銭給付額 (91 条補償費)	公共施設管理者 負担金対象額	補助対象額	補助金
従前宅地	7,650	総額×30% ①	権利変換対象分 684 金銭給付対象分 81	—	—
従前建物	1,940	総額×20% <input type="text"/>	権利変換対象分 250 金銭給付対象分 22	権利変換対象分 ② 金銭給付対象分 <input type="text"/>	権利変換対象分 <input type="text"/> 金銭給付対象分 ③
97 条補償費	1,500	—	④	<input type="text"/>	760

2019 年度再開発プランナー試験 実技

(設問 2) 下記の(年度別資金計画の算出条件)と「(2)計画の概要」及び設問 1 の解答結果[表 1]に基づき、[表 2]の年度別資金計画表を完成させなさい(「別途算出」とある箇所はそれぞれ値を求め、以降にこれを使用して算出すること)。同表中の⑤～⑩の欄に相当する金額を算出し、マークシートに記入しなさい。金額は[表 2]にある費目毎・年度毎に算定し、百万円未満を四捨五入して整数で記入すること。また、以後の計算にはその記入した数値を使用しなさい。
なお、消費税については考慮しないものとします。

【⑤～⑩各 1 点 計 26 点】

[年度別資金計画の算出条件]

I. 支出金

1. 調査設計計画費

(1) 事業計画作成費:[表 2]記載のとおり

(2) 地盤調査比:[表 2]記載のとおり

(3) 施設建築物の設計費(外構を含む)

① 施設建築物設計費総額=施行建築物工事費×設計料率

② 施設建築物設計費総額の 80%を実施設計費として 2 年度に計上。

③ 施設建築物設計費総額の 20%を工事監理費として施行建築物工事の年度別出来高割合(下記 4.(2)において算出する。)により各年度に計上。

④ 設計料率は次の設計料率表から直線的補間によって求めた料率によること。

なお、直線的補間によって求める設計料率は小数点以下第五位を切り捨て小数点以下第四位まで求め、百分率(%)を使用すること。(例:0.031256 → 0.0312 → 3.12%)

「設計料率表」

建築工事費	10,000 百万円	25,000 百万円	直線的補間による料率
建築設計料率	3.44%	2.74%	
			別途算出

(4) 権利変換計画作成費

総額=地区面積×12 千円/㎡とし、2 年後に 91%、5 年後に 9%を計上

2. 土地整備費(除却・整地費)

総額=従前建物延べ床面積×8 千円/㎡とし、3 年後に全額計上

3. 補償費(91 条補償費、97 条補償費)

91 条補償費は[表 1]において算定したものを、2 年度に全額計上

97 条補償費は[表 2]記載のとおり。

4. 工事費

(1) 施設建築物の工事費（外構整備費を含む）

各用途の工事費は「用途別延べ面積×用途別単価（千円/㎡）とし、次の4.(2)に示す工事出来高割合を用いて各年度に計上

[用途別単価] 住 宅 350 千円/㎡
 店 舗 300 千円/㎡
 駐車場 200 千円/㎡

※各用途の工事費は外構工事費用を配分した後の金額とする。

(2) 施設建築物の工事出来高

施設建築物の用途別工事出来高は、次の「用途別出来高表」による。なお、建築主体工事とは施設建築物工事から駐車場工事を除く工事を示す。

また、施設建築物工事の出来高割合は別途算出して求めること。このとき、算定した工事出来高割合は小数点以下第三位を四捨五入して、百分率(%)を使用すること。(例:0.1234 → 12%)

「用途別工事出来高割表」

事業年度	3年度	4年度	5年度
建築主体工事	16%	51%	33%
駐車場工事	50%	40%	10%
施設建築物工事	別途算出	別途算出	別途算出

(3) 道路整備費（都市計画道路拡幅部分の整備費）：〔表 2〕記載のとおり。

5. 営繕費（仮設店舗設置費）：〔表 2〕記載のとおり。

6. 事務費

年度毎に前年度事業費の「1.調査設計計画費～5.営繕費までの合計」×3.3%を計上

7. 借入金利息

年度毎に前年度末の累積借入金残額×1.5%を計上

8. 借入金償還金

5年度末に全額償還

Ⅱ. 収入

1. 補助金

補助対象事業費(補助対象)は次のとおりとし、補助率はいずれも3分の2とする。なお、補助金の入金時期は、特に記載のある場合を除き、補助対象事業が実施された年度末に入金があるものとする。

(1) 調査設計計画費

事業費の全額が補助対象額

(2) 土地整備費 (除却・整地費)

事業費の全額が補助対象額

(3) 補償費

補助金額は設問1の〔表1〕のとおりとし、2年度に全額計上する。

(4) 共同施設整備費

①建築主体工事費

建築主体工事費の31%相当額を補助金対象事業とし、工事内容に対応する工事出来高に応じて年度毎に計上

②駐車場工事費

駐車場工事費の全額を補助対象額とし、工事内容に対応する工事出来高に応じて年度毎に計上

2. 公共施設管理者負担金

地区内の都市計画道路部分の整備については、市街地再開発事業において整備するが、その整備に係る費用は、全額「公共施設管理者負担金」による収入を見込む。
なお、〔表1〕にある従前宅地、従前建物及び97条補償費に係る当該負担金は2年度に全額計上

3. 保留床処分金

「事業支出金合計(A)の合計金額」と「事業収入金合計(B)の合計金額」が同額となるよう、保留床処分金の総額を算出するものとし、2年度に770百万円を計上し、残金は5年度に計上

4. 借入金収入

年度毎の事業支出金合計と事業収入金合計との収支差額において支出超過となるときは、当該支出超過額相当額を当年度末において借入れ、収支差額を解消する。

2019年度再開発プランナー試験 実技

[表2] 年度別資金計画表

(単位:百万円)

費用			合計	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
支出金	1. 調査設計計画費	1) 事業計画作成費	250	250	-	-	-	-		
		2) 地盤調査費	9	9	-	-	-	-		
		3) 施設建築物設計費総額(実施設計費・工事監理費)	⑤	-	-	23	-	⑥		
		4) 権利変換計画作成費		-	⑦	-	-	12		
		調査設計計画費計		259		23	⑧			
	2. 土地整備費(除却・整地費)		⑨	-	-	-	-	-		
	3. 補償費	1) 91条補償費			-	⑩	-	-	-	
		2) 97条補償費	1,500		-	1,500	-	-	-	
		補償費計			-		-	-	-	
	4. 工事費	1) 建築主体工事費			-	-	⑪			
		2) 駐車場工事費			-	-	-	⑫		
		3) 道路整備費	180		-	-	-	100	80	
		工事費計	⑬		-	-	3,968			
	5. 営繕費	1) 仮店舗設置費	60		-	60	-	-	-	
	1.調査設計計画費～5.営繕費までの合計				259					
	6. 事務費		876	9	⑭					
	7. 借入金利息			-	1		⑮			
事業支出金合計(A)										
8. 借入金償還金			-	-	-	-	-	⑯		
支出金合計			39,672			⑰		19,056		
収入金	補助金	1. 調査設計計画費	1) 事業計画作成費	⑱		-	-	-	-	
			2) 地盤調査費			-	-	-	-	
			3-1) 実地設計費	⑲		-	-	-	-	
			3-2) 工事監理費	⑳		-	-	15		
			4) 権利変換計画作成費			-	㉑	-	-	8
		2. 土地整備費(除却・整地費)			-	-	-	-	-	
		3. 補償費	1) 91条補償費・従前建物補償費			-	-	-	-	-
			2) 97条補償費			-	㉒	-	-	-
		4. 共同施設整備費	1) 建築主体工事費			-	-	㉓		
			2) 駐車場工事費			-	-	-	480	㉔
	補助金計			7,791				㉕		
	公共施設管理者負担金	1. 従前宅地、従前建物分及び97条補償費				-	-	-	-	
		2. 道路整備費				-	-	㉖		
		公共施設管理者負担金合計				-	-	-	-	
	保留床処分金			㉗		770	-	-		
	事業収入金合計(B)					㉘			19,056	
	借入金				95		2,931	㉙		
収入金合計			39,672		㉚			19,056		
収支差額(収入金合計-支出金合計)				-	-	-	-	-		
年度末での累計借入金残額				95		3,595		-		

「No.2」の解答はマークシートに記入しなさい。

「No.2」ある地区で第一種市街地再開発事業の権利変換計画(都市再開発法第 111 条に定める地上権非設定型とする。)を求めます。

以下に定める前提条件に基づき、(設問 1)、(設問 2)について各設問の指示に従い答えなさい。

答えに端数が生じる場合は、小数点第一位を四捨五入して整数で記入し、以降の計算にはその記入した数値を使用しなさい。【合計 20 点】

〔前提条件〕

1.再開発後の施設建築物の概要

用途	階数	専有面積	
住宅	3階～12階	(800 m ² ×10階)	8,000 m ²
店舗	2階		2,000 m ²
店舗	1階		2,000 m ²
合計			12,000 m ²

2.再開発後の土地及び建物の価額

項目	価額
施設建築敷地の価額	5,700百万円
施設建築物の価額	7,200百万円
専有面積	4,100百万円
全体共用部分	2,000百万円
一部共有部分	1,100百万円
総床価格	12,900百万円

(設問1)

下表のとおり、用途・会談に応じた施設建築敷地及び施設建築物の一部に関する価額等を算定します。

①～⑥に相当する数値をマークシートに記入しなさい。

なお、住宅については、各階ごとの専有面積合計800m²×10層とし、下表は各階の合計値として計算しなさい。

【①～⑥各2点×6=12点】

階別床価額算定表

階	用途	施設建築敷地				施設建築物の一部							合計	
		専有面積 (m ²)	施設建築敷地の専有面積あたりの利用価値による比率 (地価配分率)	専有面積×地価配分率	敷地の共有持分	施設建築敷地に関する権利の価額 (百万円)	専有部分の整備費 (百万円)	全体共用部分の専有面積あたりの依存度の比率	専有面積×依存度比率	全体共用部分の共有持分	全体共用部分の価額 (百万円)	一部共用部分の価額 (百万円)		施設建築物の一部に関する権利の価額 (百万円)
3F～12F	住宅	8,000	45		①		2,900	45		④		840		
					10,000				10,000					
2F	店舗	2,000	80		②		600	95				130	⑤	
					10,000									
1F	店舗	2,000	100			③	600	100				130		⑥
					10,000				10,000					
合計		12,000			10,000	5,700	4,100		10,000	2,000	1,100	7,200		12,900
					10,000				10,000					

(設問 2)

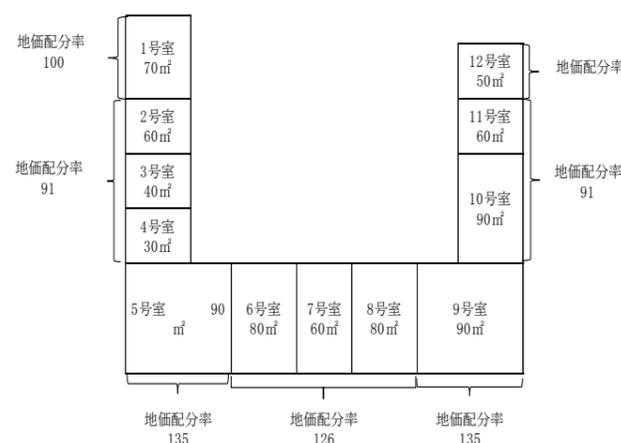
下図のとおり、10 階(住宅階において、各区画に応じた施設建築物敷地及び施設建築物の一部に関する価額等を算定します。

以下の前提条件と手順に従い計算し、⑦～⑩に相当する数値をマークシートに記入しなさい。

[前提条件・手順等]

- ・下図「10 階の住宅割り平面図」は、各区画の「専有面積」と「10 階内での地価配分率」を示しています。計算に際しては、簡易的に以下の手順によるものとします。
- ・各価額を算定するにあたり、(設問 1)で算出した住宅の各価額の合計値の 1/10 を 10 階の各価額の合計値とし、算出します。
- ・各区画における「施設敷地に関する各価額・敷地の共有部分」等は、10 階での合計値に対し、下記の算定表に従い、各区画の「専有面積×地価配分率」の割合で算出します。
- ・各区画における「施設建築物の一部に関する権利の価額」は、10 階での合計値に対し、各区画の「専有面積」の割合で算出します。 【⑦～⑩各 2 点×4=8 点】

図:10階の住戸割りの平面図



算定表(10階住戸)

区画	専有面積	10階内での地価配分率	専有面積×地価配分率	10階内での敷地の持分割合	敷地の共有持分	施設建築物敷地に関する権利の価額 (百万円)	敷地建築物の一部に関する権利の価額 (百万円)	建築施設の部分の価額 (百万円)
1号室	70㎡	100		/10000	/10000			
2号室	60㎡	91		/10000	/10000			
3号室	40㎡	91		/10000	/10000			
4号室	30㎡	91		/10000	/10000			
5号室	90㎡	135		/10000	/10000			
6号室	80㎡	126		/10000	/10000			
7号室	60㎡	126		/10000	/10000			
8号室	80㎡	126		/10000	/10000			
9号室	90㎡	135		/10000	/10000			
10号室	90㎡	91		/10000	/10000			
11号室	60㎡	91		/10000	/10000			
12号室	50㎡	94		/10000	/10000			
合計	800㎡		89,200	10000 /10000	500 /10000			

区画 10階 8号室について

敷地の共有持分	⑦	/10,000
敷地建築物敷地に関する権利の価額	⑧	(百万円)
敷地建築物の一部に関する権利の価額	⑨	(百万円)

8号室と10号室の建築施設の部分の価額の差額を解答しなさい。

⑩ (百万円)

[No.3]

(設問 1)

組合施行の市街地再開発事業において、都市再開発法第 110 条(全員同意型)又は同法第 111 条(地上権非設定型)によらない原則型の権利変換を行う場合の権利変換に係る次の A～I に記載された事項を、都市再開発法に基づく事業進行の早い順に並び変えて、①～⑨のマークシートにその記号で記入しなさい。なお、同じ記号を重複して用いないこと。 【①～⑨各 1 点 計 9 点】

- 1 権利変換計画の認可申請
- 2 建築工事の完了公告
- 3 施設建築物の一部等の価額等の確定
- 4 権利変換計画の縦覧
- 5 都市再開発法第 97 条に規定する補償金の支払い
- 6 清算金の徴収又は交付
- 7 施行地区内の土地等の明渡し期限
- 8 施行地区内の建築物について借家権を有する者の借家権を取得しない旨の申出
- 9 宅地等の価額の評価基準日

<事業進行における順序>



(設問 2)

上記の事項のうちで、都市再開発法第 110 条に基づく全員同意型の権利変換を行った場合に、都市再開発法上適用されない事項を 1～9 の中から全て選びマークシートに記入しなさい。 【1 点】

[No.4]

(設問 1) (設問 3) (設問 4) の解答はマークシートに記入しなさい。
 (設問 2) の作図の解答は記述式解答用紙に記入しなさい。

[No.4] 開発プランナーであるあなたは、N 駅前の市街地再開発事業を検討している S 市の担当者から、「再開発では色々な権利変換の方式があるというが、N 駅前の地区ではどのような方式があるのかについて比較して教えてほしい。」との依頼がきました。そこで、以下の(イ)～(ハ)の 3 つの方法に分けて説明することになりました。

- (イ) 原則型と呼ばれている地上権設定方式
- (ロ) 都市再開発法第 111 条に基づく土地共有による特則型 (地上権非設定方式)
- (ハ) 都市再開発法第 110 条に基づく全員同意方式

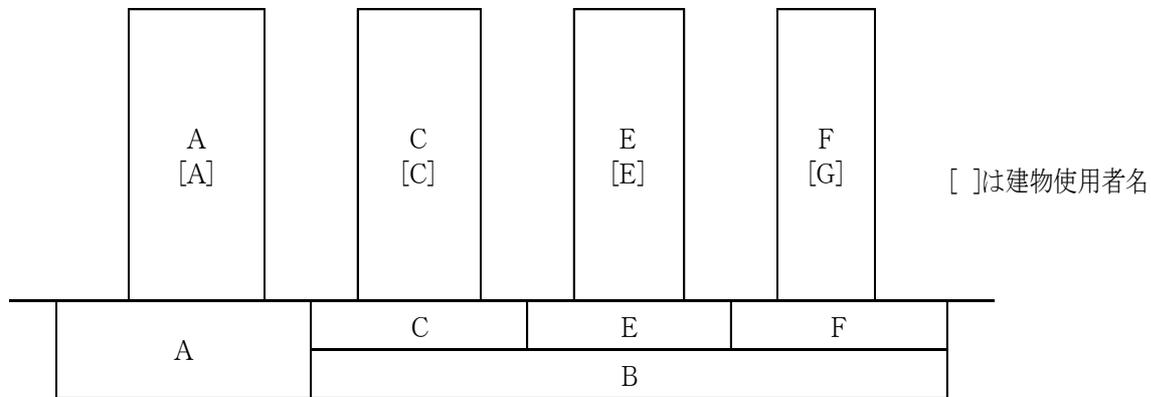
以下の条件をもとに描く設問に答えなさい。なお、(設問 2) の解答は別紙の記述式解答用紙に、(設問 1)、(設問 3)、(設問 4) の解答はマークシートに記入しなさい。

【①～③各 1 点、④～⑥各 5 点、⑦～⑧各 1 点 合計 20 点】

[前提条件]

【1】従前状況

(従前宅地面積 約5,000㎡)



【2】従前権利状況と権利変換後の内容

2019 年度再開発プランナー試験 実技

(*ただし、(ハ)全員同意型方式の場合には下記によらず【4】の全員同意型方式の場合の内容によること)

権利者名	従前権利状況	権利変換の内容*
A	土地・建物所有権者	権利変換後も従前のように分筆して土地を単独で所有したいが、出来ないのであればすべての権利を転出
B	土地所有権者 (底地権者)	すべての権利を2階の1区画の床に権利変換し、その床をX社へ賃貸
C	借地権者・建物所有権者	すべての権利を1階の1区画の床に権利変換し、その床をX社へ賃貸
D	借家権者	転出
E	借地権者・建物所有権者	すべての権利を2階の1区画の床に権利変換し、その床にて自らの営業を継続
F	借地権者・建物所有権者	すべての権利を1階の1区画の床に権利変換し、その床を借家権者Gに賃貸
G	借家権者	家主のFが1階に1区画で権利変換した床に借家継続

■保留床はすべての出店希望者のXへ処分する。保留床は1階から8階まで各階にあるものとする(ただし、(ハ)全員同意型方式の場合には、【4】の全員同意方式の場合の内容によること)

【3】計算概要

- ・組合施行の市街地再開発事業
- ・従前宅地の一部に都市計画道路の計画線(約5m程度拡幅)の指定あり
- ・従後の敷地は1筆となるように定める
- ・従後の建物は1棟の区分所有建物とし、用途はすべて商業床
- ・区域内に定まっている都市計画道路は、当市街地再開発事業において拡幅整備
- ・転出者分は保留床取得者に処分
- ・従後の床価額のうち土地費分と建物費分はほぼ等しい。

【4】(ハ)全員同意型方式の場合

(注)【2】、【3】の内容と異なる内容については、下記の通りとすること

- ・Aの意向を反映し、従前の敷地は2筆に分け、1筆はAの単純所有、もう1筆はその他の者の共有とする。
- ・建物は1棟の区分所有建物とするが、筆毎の敷地の所有者と、その筆毎の敷地の上部に建つ建物の部分の所有者が上下で同一となるようにする。
- ・X社は保留床を取得せず出店者としてのみ参加し、保留床はA, B, C, E, Fの権利者が買い取る方式(増床)とする。保留床は1階から8階まで各階にあるものとする。
- ・BとCの取得床(権利床分及び増床分)はB, Cとも1区画とせず、EとFの増床分とともに床を共有し、一体運用できる形としてX社へ賃貸する。

2019 年度再開発プランナー試験 実技

- ・EとFの権利床分はそれぞれ 1 階に 1 区画として権利変換(「FについてはGが使用する部分の区画」、「Eについては自ら使用する部分の区画」とし、EとFの増床による取得部分はB、Cの取得床とともに共有かつ一体運用できる形としてX社へ賃貸する。
- ・Aの取得する床(権利床及び増床分)は、すべてを 1 区画として取得し、自らAが使用する。

(設問 1) (イ)、(ロ)、(ハ)の 3 つの権利変換方式でそれぞれの場合「敷地の権利を含めた従後の建物の床の都市再開発法上の呼び方」を下記の 1～5 の中から選び①～③欄にそれぞれ記入しなさい。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 施設建築敷地又は施設建築物に関する権利2. 施設建築敷地又は施設建築物の部分3. 施設建築物の一部等4. 建築施設の一部等5. 建築施設の部分 |
|--|

(設問 2) 下記の作図方針に基づき、(イ)、(ロ)、(ハ)の 3 つの権利変換方式(従後の土地と建物の権利形態)を表す図を別紙記述式解答用紙の④～⑥欄に作成しなさい。

(作図方針)

- ・A～G及びXの記号を使って判り易く図で示しなさい。
- ・道路を含む土地の権利状況、建物の床の権利状況及び使用状況を実線で区分し示しなさい。
- ・権利の大小等にとらわれず、権利状況が判り易いように表示しなさい。
(規模等の表示は内容に誤りがなければ概ねの表示でよい)
- ・建物の共用部分については表示しないこととする。
- ・従前状況の表記にならって、床の所有者と使用者を区別して表現しなさい。
- ・共有の表示については、例えばAとBとCの 3 者の共有の場合にはA・B・C(共有)と表示しなさい。
- ・従後の土地及び建物の権利の表示にについて、権利者の取得する床の内訳(増床部分と従前の権利額に相当する部分(権利床部分)の別)は表示しないでよい。

(設問 3) (イ)、(ロ)の 2 つの権利変換方式を比較して、従前の借地権者にとって、どちらの方式が取得する床面積が多くなるかを⑦欄に記入しなさい。

(設問 4) (イ)、(ロ)の 2 つの権利変換方式を比較して、従前の土地所有権者にとって、どちらの方式が取得する床面積が多くなるかを⑧欄に記入しなさい。

[No.5] この度 A 市の担当者より再開発プランナーであるあなたに、現在検討を進めている「B 地区市街地再開発事業」について、事業成立性の検討依頼がありました。

そこで、検討にあたり、初動期であり、計画条件や今後の事業上の変動要因として、計画容積率、工事費、補助金の額を考慮したうえで、事業が成立する条件を「保留床価格が市場価格から想定される価格以下であり、かつ、合意形成の面から従前床面積に対する権利床面積の割合が一定以上を確保できるか」を判断材料とすることとしました。

以下の基本事項を踏まえて(設問 1)から(設問 3)に答えなさい。

なお、解答はマークシートに記入しなさい。

【①～⑳各 1 点、合計 20 点】

(基本事項)

従前宅地面積	5,000 m ²
従前建物専有面積	9,000 m ²
法令に基づく限度内で計画する容積率 (以下、「計画容積率」という。)	700%と 800%の 2 ケースを検討する。
従前宅地面積のうち、従後道路等の公共施設となる面積の割合 (以下、「減歩率」という。)	・計画容積率 700%の場合は従前宅地面積の 5% ・計画容積率 800%の場合は従前宅地面積の 6%
権利変換の前提	・都市再生法第 111 条の土地共有方式 ・権利者は全員権利変換で床を取得し、転出は無いものとする。 ・床価格は、権利床と保留床は同額とする。
補助金の額	・対事業費の 5%、10%、15%の 3 ケースを検討する。
事業費	・工事費は延べ床面積単価@300 千/m ² 、@330 千/m ² 、@360 千/m ² の 3 ケースを検討する。 ・工事費以外のその他事業費は、計画容積率 700%の場合は 40 億円、800%の場合は 42 億円とする。
従前資産評価額	・土地、建物合計 75 億円とする。
事業が成立する条件	①保留床処分価格を、@850 千円/m ² 以下とすることが必要。 ②権利変換率を 1.00 以上とすることが必要。 注: 権利変換率 = 従後権利床面積 ÷ 従前建物専有面積

2019 年度再開発プランナー試験 実技

(設問 1) 表 1 により、計画建物の容積対象面積、専有面積、延べ床面積を算出し、①～③に相当する数値をマークシートに記入しなさい。

(設問 2) 表 2 により事業費、補助金の額、床価格、権利変換率等を算出し、④～⑩に相当する数値をマークシートに記入しなさい。

(設問 3) 表 3 により、各容積率、工事費単価、補助金の額における事業成立性の判定を行い⑪～⑲について、マークシートに記入しなさい。

注:各設問における端数処理等は各表の注記に従って計算すること。

表1:(設問1)関連

■計画設定の検討

設計計画	従前宅地面積 m ²	計画容積率	減歩率	容積対象床面積 m ²	容積対象床面積に対する専有面積の割合	専用面積 m ²	容積対象床面積に対する延べ床面積の割合	延べ床面積 m ²
	5,000	700%	5.00%	①	80%		120%	③
800%		6.00%		80%	②	120%		

2019 年度再開発プランナー試験 実技

表2: (設問2) 関連

■事業費、補助金の額、専有床価格、権利変換率等の算定

注) 各費用等の計算は、指定された単位未満を四捨五入して求めること。また、その後の計算は端数処理後の数値を用いて計算すること。

計画容積率	対延べ床面積 工事費単価 千円/㎡	工事費 百万円	その他 事業費 百万円	事業費 工事費 + その他事業費 百万円	補助金の額			補助金控除後事業費			従前資産額 百万円	床価額			専有床価格			従後の権利床面積			権利変換率 (従後権利床面積/従前専有面積)					
					補助金の事業費に対する割合			補助金の事業費に対する割合				補助金の事業費に対する割合			補助金の事業費に対する割合			補助金の事業費に対する割合			補助金の事業費に対する割合					
					5%の場合	10%の場合	15%の場合	5%の場合	10%の場合	15%の場合		5%の場合	10%の場合	15%の場合	5%の場合	10%の場合	15%の場合	5%の場合	10%の場合	15%の場合	5%の場合	10%の場合	15%の場合	5%の場合	10%の場合	15%の場合
					百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	千円/㎡	千円/㎡	千円/㎡	㎡	㎡	㎡	注) 小数点第二位まで求めること	注) 小数点第二位まで求めること	注) 小数点第二位まで求めること
700%の場合	300		4,000	⑤							7,500							⑬					1.05			
	330	④	4,000			⑦					7,500		⑨										⑮			
	360		4,000								7,500				⑫											
800%の場合	300		4,200						15,962		7,500				⑪						9,987					
	330		4,200	⑥							7,500		⑩										⑯			
	360		4,200								7,500										⑭					

表 3: (設問 3) 関連

■事情成立性の判定

事業成立要件をきたしている場合は「1」を似たしていない場合は「0」を、それぞれマークシートに記入しなさい。

計画容積率	対延べ床面積 工事費単価 千円/㎡	補助金の事業費に対する割合		
		5%の場合	10%の場合	15%の場合
700%の場合	300	⑰		
	330		⑱	
	360			
800%の場合	300			
	330		⑲	
	360			⑳